

軽油購入仕様書（令和8年10月分）

1 価格変動条項

- (1) 落札決定後に契約単価は変更しない。ただし、天災その他社会・経済情勢の急激な変化により、石油製品（ガソリン、軽油及び灯油等燃料に限る。）価格が急騰又は急落し、当該契約単価が著しく不適当なものとなった場合は、発注者又は受注者は協議の上、増減額を加減することができるものとする。
- (2) 増減額とは、経済産業省資源エネルギー庁が公開する「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」のうち京都府におけるレギュラーガソリン又は軽油現金価格（以下「公表価格」という。）について、「契約日又は契約日以前の直近公表価格（以下「基準価格」という。）」と「納品時又は納品日以前の直近公表価格（以下「直近価格」という。）」の差額のことをいい、当該差額が3円以上の場合に限り加減することができるものとする。ただし、増減額の算定方法等について、発注者が特段の事情があると認める場合は、発注者と受注者の協議により別に定めることができるものとする。
- (3) 契約単価に増減額を加減する場合は、請求書に「契約単価に納品量に乗じて得た金額」と「納品時の増減額に納品量に乗じて得た金額」をそれぞれ記載し、その他詳細については発注課と協議すること。

2 購入品目 軽油

- 3 規格 J I S軽油使用ガイドライン（J I S・K 2 2 0 4、近畿地域）に沿った
J I S規格以上のもので、硫黄分が10ppm以下のもの。
ただし、軽油（その1）については、B5の精製に適した軽油を納品すること。

- 4 購入予定数量
- | | |
|-----------|---|
| ① 軽油（その1） | 290 キロリットル（1回当たりの納入量6～20キロリットル） |
| ② 軽油（その2） | 440 キロリットル（1回当たりの納入量10～24キロリットル） |
| ③ 軽油（その3） | 430 キロリットル（1回当たりの納入量10～24キロリットル）
（日曜日のみ 納入量4～10キロリットル） |
| ④ 軽油（その4） | 190 キロリットル（1回当たりの納入量4～10キロリットル） |
- 注）上記数量は予定であり、最終的な購入数量を保証するものではない。

- 5 納入場所
- ① 軽油（その1）
レボインターナショナル京都工場
（京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字金井谷1番地52 宇治田原工業団地35号地）
烏丸営業所（京都市北区小山上総町49番地1）
※なお、レボインターナショナル京都工場に納入できない事由が生じた際は、
烏丸営業所錦林出張所（京都市左京区浄土寺真如町155番地）へ納入するよう別途指示
する場合がある。
- ② 軽油（その2）
九条営業所（京都市南区東九条下殿田町70番地）
横大路営業所（京都市伏見区横大路橋本24番地1）
- ③ 軽油（その3）
梅津営業所（京都市右京区西院笠目町9番地）
洛西営業所（京都市西京区大枝東新林町2丁目1番地）
- ④ 軽油（その4）
西賀茂営業所（京都市北区西賀茂山ノ森町50番地）

6 発注及び納入方法

- (1) 各月の必要納入数量(キロリットル単位)を上半期と下半期に分け、それぞれ前月の月末と当月の15日までにFAXで発注する。
上半期は各月の1日から15日までとし、下半期は各月の16日から月末までとする。
なお、途中で発注内容を変更することがある。変更についてはその都度、FAXにより連絡する。

- (2) 納入日は原則として、毎週月曜日から土曜日までの6日間とする。
ただし、営業所等（出張所及びレボインターナショナル京都工場を含む。以下同じ。）によっては、毎日ではなく、変則的な納入日になる。
また、連休中や気候の変化等により日曜日の納入もあり得る。
納入時間については、概ね次の範囲とするが、時間前の納入は行なわないこと。
（ただし、給油状況によっては納入の時間を変更することがある。）

- ① 軽油（その1）
レボインターナショナル京都工場 13時30分～15時
烏丸営業所 10時15分～10時45分
烏丸営業所錦林出張所 15時15分～17時
- ② 軽油（その2）
九条営業所 10時15分～11時15分
横大路営業所 9時15分～10時15分
- ③ 軽油（その3）
梅津営業所 11時～12時
洛西営業所 10時～11時
- ④ 軽油（その4）
西賀茂営業所 10時15分～10時45分

- (3) 各営業所等において、納入時に営業の妨げとならないよう、使用するタンクローリー車について大きさ・形状等を指定することがある。

- 7 検 収 納入に際しては納品書（出荷基地が明記されているもの。）を提出し、当局の担当者の指示に従い納入し、当局の担当者の立会いのもとに検収を受けなければならない。
- 8 検 査 当局が必要と認めた場合、納入品の抜取検査を行うことがある。
検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。
- 9 非常時の供給 地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。
- 10 賠償責任 契約不履行による損害については、当局より賠償請求を行うことがある。
- 11 代金支払方法 当該物品の納入の翌月10日までに、前月納入した数量に契約単価を乗じて得た金額を所定の様式で請求し、請求日から30日以内に支払うものとする。
- 12 履行期間 令和8年10月1日から令和8年10月31日まで
- 13 提出書類 契約日から10日以内に緊急連絡体制表（様式不問）を提出することとし、変更があった場合は遅滞なく変更届けを提出しなければならない。
- 14 当局の連絡先 京都市交通局自動車部管理課管理係
TEL 075-863-5116
FAX 075-863-5119
- 15 その他疑義が生じた場合は、当局の担当者の指示によるものとする。